

## 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抄）

（特定食品関連事業者の減量義務等）

第26条 事業系廃棄物の排出の量が相当程度多い食品関連事業者（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項に規定する食品関連事業者をいう。以下同じ。）で、その店舗その他の事業の用に供する建築物（本市の区域内に存するものに限る。以下「店舗等」という。）の床面積の合計が別に定める面積以上であるもの（以下「特定食品関連事業者」という。）は、事業系廃棄物の発生抑制等により、事業系廃棄物の減量を図らなければならない。

2 特定食品関連事業者は、毎年1回、別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた特定食品関連事業者に係る事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業系廃棄物の減量を組織的に行うための基本方針

(2) 店舗等から排出される事業系廃棄物に関する次に掲げる事項

ア 種類

イ 発生量の見込み（店舗等の数が2以上であるときは、その合計）

ウ 発生抑制等の方策

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 食品関連事業者である加盟業者が食品の小売を業として行い、又は食事の提供を伴う事業を行う場合における前2項の規定の適用については、第1項中「で、その店舗」とあるのは、「である親業者で、同一の商号、商標その他の表示を使用する全ての加盟業者及び親業者の店舗」とする。

4 前項において「親業者」とは、食品の小売を業として行い、又は食事の提供を伴う事業を行う者に対し、商号、商標その他の表示を使用する権利を与え、営業について指導、助言又は援助を行い、その者から対価を得ることを業とする者をいい、「加盟業者」とは、食品の小売を業として行い、又は食事の提供を伴う事業を行う者で、親業者から、その商号、商標その他の表示を使用する権利を得て、営業について指導、助言又は援助を受け、当該親業者に対価を支払うことを内容とする契約を締結しているものをいう。

（改善勧告及び公表）

第27条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第20条、第21条若しくは第22条の規定に違反していると認めるとき、事業用大規模建築物建築主が第24条若しくは第25条第2項若しくは第3項の規定に違反していると認めるとき、又は特定食品関連事業者が前条第1項（同条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第2項の規定に違反していると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。